

のが山のようにたまってきて、それを生活の知恵で、あるいは秋の大掃除にとかく整理整頓をやろうという努力をしないと住むところがなくなるといふような現象もあるわけでございまして、そういう意味でも、ふえ続けたためにいつの間にかむだになったり停滞をしている行政機構、あるいは効率低下して税金がむだになっているといふような現象が指摘されるということは避けられないと思います。

そこで、まず長官にお尋ねをしたいと思いますが、行政改革全体の推進状況、これを長官はどんなふうに認識されているのかを伺いたいと思います。

現在の行革というのは、いわゆる第二臨調の答申を基礎といたしまして、行革審を中心に引き続いて進められてきているわけでございまして、けれども、そういう中には、三公社の改革など大変重要な課題をなしたものとあると思います。けれども、まだまだ大変たくさん重要な課題が残されていると私は思っております。長官はその点をどんなふうに認識されているのか。相当進んでいると満足されているのか、いや、そうではない、不十分であるとお考えになっているのか、不十分であるとお考えならばどう点がこれからの課題と考へておられるのか、こういう点について長官の基本的な認識をまずお伺いしたいと思っております。

○佐々木国務大臣 おはようございます。

行政の見直しあるいは行政改革と申しますか、私は、今いろいろお話がございましたように、これはおよそ行政である以上、いつの時代でも常に見直し、改革というのを念頭に置いてやっていかなければならぬ問題だと思っております。とりわけ、昨今は社会経済の変動が非常に激しゅうございまして、そういうことで民間におかれましても、お話をございましてとおり本心に血のじむような努力をしておられる。そういうこともあわせ考えますときに、行政改革、行政の見直しに対します国民の要望というものも大変強い、これは当然の

ことだろうと思っております。

そんなことで、臨調あるいは行革審ということと衆知を結集していただいて、いろいろなアイデアあるいは具体的な改革の方針等をいただいておりますわけでございまして、私も、これを忠実に実行していく、こういうことで努力をしていかなければならない、このように考へておるわけでございまして。

お話がございましたとおり、これまでは三公社の民営化ですとか、日航の民営化ですとか、特殊法人の合理化ですとか、国家公務員の定員の削減と申しますか、適正化と申しますか、そういう問題、あるいは行政機構の再編合理化、公的年金制度を初めとする各種の制度の改革でございまして、か、財政の改革でございまして、私は、相当の成果を上げてきたのではないかな、こういうふうに考へております。

しかし、臨調からいろいろと指摘された事項でまだ残された問題も少なからずございまして。例えば、国と地方の関係の見直しの問題、規制の緩和の問題、あるいは非常に大きな問題として、国立病院や療養所の再編計画の問題ですとか、あるいはいろいろ財政改革が行われましたけれども、いはいはいろいろ財政改革が行われましたけれども、なお基本的な公債依存度の引き下げの問題ですとか、補助金の整理合理化の問題等々いろいろと残された問題が少なくない、こういうふうに思っております。引き続きまして、関係各省庁と相談をいたしまして着実に実行してまいりたい、こう考へておる次第でございまして。

○和田(一)委員 今大臣も触れられましたけれども、未達成の課題は、幾つかお挙げになったようにまだあるわけでございまして、その中で国と地方との関係、これもこれからの重要な課題だといふ御指摘がございました。一つ一つ挙げられたいずれの課題も真剣に取り組まなければいけないと思っております。その中で国と地方との関係についてお尋ねしたいと思っております。

ものが背景にありまして一極集中化という傾向にますます拍車がかかっていくような時代ではないかと思っております。こういう中で、国と地方との関係の見直しということは大変大事なことであり、そういう内外情勢の中でどうやって地方分権をやっていくか、そのことによつて地域の活性化を図るか、東京一極に集中するような傾向の中で若者をいかに呼び戻していくか、過疎対策をどうするか、こういうことは大変大きなことだと思っております。東京圏に日本の人口の四分の一が集まっております。またお金も銀行の貸出残高では五二％である、情報発信量というものは何と八五％、一極集中の傾向が非常に顕著でございまして。一方で過疎化ということが進む。二極化の傾向が強いわけですが、こういう中でこの国と地方の関係の見直しということがどうしても図られなければいけないわけですね。行政体制というものを言いますと、依然として中央集権体制のままでないか。国は、今の体制の中で補助金を初めとして許可権といふものを抱えておられて、それによつて地方をコントロールする、地方自治の伸展に阻害と言つて言い過ぎかもしれませんが、地方自治の伸展が思うままにいかない、私はこういうようなことを感じます。同時に、この機構の中で各省庁の縦割り、行政、省庁間のテリトリーの問題、縄張り問題、こういうものが地方行政のむだを生んだりあるいは二重、三重の行政の弊害を生んでいるのではないかと、こんなふうに思っています。

まず、大臣みずから御指摘になりましたこういった国と地方との関係の見直し、これについてどんなふうにお考へになっておりますか、これを行政改革の全体の流れの中でどういうふうにとらえておられるか、お聞きしたいと思います。

○佐々木国務大臣 私は、この国と地方との関係と申しますのは行政改革の大変大事な課題である、こう思っています。

今いろいろ御指摘がございました一極集中と申しますか、過密問題あるいはその裏の過疎問題、こういうことを考へてみましても、国土というものをバランスをとったものにしていく、そういうことが必要であると思ひますし、その中で、東京のまねをするのじゃなくて、それぞれの地域の特性を生かした多様化した地方をつくっていくということが大変大事だろうと私は思ふわけでございまして。そのためには、やはり地方が自主的に知恵を出して、力を合わせて町づくり、村づくりをしていく、そういう仕組みをつくるということが必要だろう、こう思ふわけでございまして。そういう意味合いから、私は、大幅な権限等の委譲も必要である、国から地方へ、さらに地方では都道府県から市町村へ、こういうことで見直しをして、そういう中でそれぞれの地方が知恵を出してその地域にユニークな町づくり、村づくりをしていく、それを国が手伝っていく、こういう形の行政でなければならぬのじゃないか、こう思っております。臨調におきまして、そういうことでこの問題を大変重要な事項として御検討いただいた、この御答申もいただいておりますので、それに沿つて実行していかなければならない、こう思ひます。

個人的な見解になって恐縮であります。私は長い間地方で生活をして、仕事をしてみたい経験からいたしまして、もつと地方へ権限を与えてもいいのじゃないか、こういうことを痛感してまいりました。恐らく中央ではまだ地方に対する不信感があるだろう、私はこう思ひます。しかし、今や地方もみんな勉強して頑張っておりますので、もつと地方というものを信用してやってみてもいいのじゃないか、こういうことを痛感してきて一人であります。

それから縦割りというお話がございましたが、これもまた個人的な話で恐縮でありますけれども、私もまた地方では中央というのは各省あつて政府なしだ、こういうことを言つてまいりました。政府としてまとまつたようなものを地方に示してもらえないと地方は大変だ、各省ばらばらでやられたのでは困る、こういうことを言われましたし、私も言つてまいりましたし、自分でもそういうこ

とを痛感してまいりました。ですからもつと地方を信用してもらって、そして権限をできるだけ委譲していく。それから各省はばらばらでなくて統一のとれた、そういう政府として地方に臨んでもらうということも必要ではないか。

や私見にわたりましたけれども、そんなことを痛感しておりますので、今後とも地方で活力のある町づくり、村づくりができるように各般の施策を進めてまいらなければならぬ、このように考えておる次第でございます。

○和田(一)委員 長官、大変結構なことを御答弁いただきました。私ももつと国は地方を信用して大丈夫だ、もう今までのように中央がリーダーシップを発揮して引張っていくというのではなくて、地方自体が独自に立案するものをバックアップするというような発想に転換しないといけないと思うわけです。

もうこうなれば長官には釈迦に説法かと思えますけれども、しかし、現実にはまだまだそういう弊害が随分残っているような気がするのです。国が助けている地方自治の実態というものはいろいろところでいろいろのことを言われておりますけれども、例えば縦割りによるむだとして、最近では自治体自体がいろいろな施設をつくるに、効率やらコストやらを考えて一カ所にまとめてやろう、いわゆる多目的複合施設というものの志向が強いわけですが、そういうものを計画しても、なかなかそれがいろいろな規制によって考えていたような格好にはならない。土地を有効に利用しよう、共通部分を共同利用にすれば建設費も割安になる、あるいは利用の効率が上がる、いろいろなメリットを考えながらそういうことを計画するのですが、これに補助金がつくと各省庁の規制関与が非常に強い。一つの施設をつくる、例えば婦人の家と青年の家、これを一つのものにしようというのでつくった市がありますけれども、婦人の家は労働省、青年の家は文部省、所管が違ふということになると、それぞれ入り口を別につくらなければいけない。一つのそう大きくない

建物に何で入り口を二つつくらなければいけないのか。また同じようなことで、そういう中で事務室であるとかトイレであるとか、共用して当然だと思われるものが共用できずに、専用施設として二つつくれというふうなことになるのが実態ではないか。また、それをやらないう、会計検査院の方で多目的複合施設についての共通利用や一体管理は認めないぞというふうなことが大きく原因している。大臣はもうそういうことはよくわかりだと思ふのですが、こういうことがまず現実にある。これがむだだらうと私も思ふますね。

それから二重、三重のグブった行政になるぞというのは、これはこれでまた一つ指摘させていただきましても、例えば青少年健全育成という一つのテーマ、これは大変大事なことでございます。これを縦割りで、総務庁、警察庁、法務省、文部省、労働省、それぞれが同じテーマでやっている。委嘱される方の末端の市町村の段階では重複してきているわけで、もう本当に末端の実施では混乱が生じている、こんなことも聞かされるわけです。

例えば、七月の「青少年を非行から守る強調月間」というのは総務庁、同じく「社会を明るくする運動」というのは法務省、こういうのが、全く趣旨は同一であります。所管組織は区別される。法務省の方は福祉部、総務庁の方は教育委員会。実際に地域での活動は同じところでやらなければいけない。こういうのがなぜ一元化できないか、こういう声をよく聞かされるので、そういう意味でこの縦割りの二重三重、そしてまたむだ、これをぜひひとつ排除していかねばいけない、こんなふうに思ふわけでございます。多様化した地方づくりだと長官おっしゃいましたが、私が指摘させていただいたようなこういう現実の具体的な問題について、大臣当然御案内だと思ふますけれども、どんなふうにお感じでしょうか。

○佐々木國務大臣 今和田さんがおっしゃったようなことは、私も本当に日常、地方庁で仕事をしておられますと痛感しておる問題であります。一つは補助金制度、私は補助金そのものは目的が

あって、それなりの必要性があって、成果が上がつておると思ふますけれども、その弊害として今おっしゃられたようなことが指摘をされております。現実には私ももともと体験をされておることございまして、地方の立場からしますと、何とかひとつもつとお互いの連絡をとつてもらつた方が、これは地方の実情にも非常に合うし、また金の使ひ方としても合理的ではないかというところをいつも痛感をいたしております。なかなか難しい問題もあらうかと思ふますが、これからひとつ努力をさせてもらいたいと思つております。

それから、例えば御指摘ございました青少年の健全育成、これはいろいろ各省庁たくさんにまたがつておりますので、私どもの方でそういうものをまたまとめさせていただいておるわけでございまして、今お話のございましたような点もあらうかと思ふます。これからひとつ大いに検討させていただきます。こう思つております。

○和田(一)委員 それではもう一つ、今度は具体的に法案の中で、行革審の答申の中で注目されているのですが、地域中核都市、都道府県連合制度という新しい概念を打ち出されてきたわけではございませんけれども、今の行政単位というのはいわゆる明治の廃藩置県以来ずっと変わらないうに行政の広域化というところをお考えになつておるのだな、こう思ふます。それに対応していくという観点からこういふ地域中核都市、都道府県連合制度というところをございまして、残念なことに内容がもう少しはつきりしていません。権限をどこまで委譲していくのか、財源をどうするか、こういった肝心な点がはつきりしないわけでありまして、こういう内容については地方制度調査会で検討されるのだと思ふますが、余り進んでいるようには思つておりません。どんなふうに取り組みをされておるか、担当であるのは自治省ですね、お伺いしたいと思ふます。

○岩崎説明員 地方制度調査会におきますお尋ねの問題の取り組みの状況でございますけれども、

第二十二次の地方制度調査会におきまして、その中に設置されました行政問題小委員会というのがございまして、そこにおきまして御指摘の連合等の広域行政体制や、都市の規模、能力に応じた事務委譲を含む都市制度のあり方等の問題といたしましてそうした問題を中心に検討が進められたわけでございます。しかしながら、同調査会は昨年の九月に任期が満了になりました。したがって、時間的な制約もございまして、結論を出されるには至らなかつたと承知いたしておるところでございます。

なお、これらの問題につきましては、「今後の地方制度のあり方」について極めて重要な課題であり、十分な論議が必要であると考へられるので、次期調査会において引き続き検討し適切な結論が得られることを期待する。こういった第二十二次地方制度調査会の行政問題小委員会報告が出されているわけでありまして、近く設置が予定されております第二十三次の地方制度調査会においてさらに専門的な御審議がいただけるものと考えておるところでございます。

○和田(一)委員 これは大変大きい問題で、大変だと思ふますけれども、ぜひ積極的な論議を進めて答申をいただきたいと思ふます。ちよつと時間がなくなつてきましたので、先へ進ませていただきます。

今度は、統一地方選挙が終わつたわけですが、地方選挙の中で我々は国の許認可を地方に委譲すべきである、こういうことを強く訴えたわけですが、けれども、その一つとして本案第二条の農地法の改正がございまして、農地転用の許可がございまして、けれども、これも地方が自主的な町づくりを進めるにはもう絶対必要だという観点から地方の要求が強いのでございまして、二十一次地方制度調査会の答申にもあるわけでございまして、今回の措置というのは、二ヘクタール以上の農地すべてを都道府県知事に委譲するというのではなくて、内容が限定されておまして、しかも、それが政令で定めるといふことで、依然として国のコントロール

ロールのもとにあるな、こう感じます。なぜ二ヘクタール以上は都道府県知事に委譲するという措置がとれなかったのかを農林水産省にお尋ねしたいと思ひます。

○森永説明員 先生ただいま御指摘のとおり、農地の転用につきましては、二ヘクタール以下のものにつきましては都道府県知事に既に委任されているといひます。都道府県知事の許可権限になつておりますが、二ヘクタールを超えるものにつきましては農林水産大臣の許可ということになつてゐるわけでございます。

御指摘のとおり、この権限問題につきましては過去にいろいろ議論がございまして、私どもも鋭意検討を続けてきたところでございまして。ただ、二ヘクタールを超えるいわば大規模な転用、これにつきましては、非常に零細分散錯雑と言つてゐる我が国の農地の実態から申しまして、かなり多数の関係者が関係をしてまいりますし、特に、効率的な農業生産を進めていくということが農政の課題でございまして、そういった場合に土地改良投資、国の投資が既にかなりなされてゐるといふことが多くございまして、仮になされていなくても、かなり大規模な農地につきましてはそういった投資をして効率的な農業生産の場をつくつていくというのが一方の課題でございまして。こういった大規模な優良農地をできるだけ確保し、スプロール化を防止していくという観点から、やはり一定の大規模な転用につきましては農林水産大臣みずから責任を持って判断をするということが適当ではないだろうかというのが一つの判断でございまして。

それから、大規模な転用になりますと、やはり地元の開発期待と申しますか、開発期待だけでなくていろいろな利害関係が絡むことが多くございまして、そういった地元の利害関係等とできるだけ距離を置いて、広域的、総合的な判断というものが必要ではなからうかというふうに考えられるわけでございます。どうしても農地転用許可というものは一定の裁量に伴うものでございまして、

ども、やはり全国的な、広域的な統一性といひますか、運用の統一性といふものも求められるわけでございます。現段階におきましては、やはり二ヘクタール以上の大規模な転用につきましては農林水産大臣の許可にしておくことが適当ではないかというふうに判断した次第でございまして。

○和田(一)委員 森永さん、今のあなたの御答弁さつきの長官の御答弁とあわせ考えると、だからやはりまだ国が地方を信用し切つてないんだという感じがするんですね。地方でそういう非常に高いニーズがあつて、乱開発であるとか何とかいうようなことは、地方自身がそういうことのないようにという思いが強いのですから、距離を置いたところでコントロールしないと、利害関係が濃いつつあるというところで権限をいつまでも握つておるということでは、私はさつきから言つておるように発想そのものがなかなか前へ進んでいかない、こういうふうに思ひます。きょうは時間が来てしまひました。ぜひそういうところで見直しの抜本的な発想の転換をしていただかないといひけない、こう思つております。

伺いたいことがいっぱいありましたのに時間が来てしまひました。私たちが、先般の湾岸戦争も体験という経験をしたが、また先般は、ゴルバチョフ・ソ連大統領が来日というふうな環境の中で、世界、東西対立、また新時代へ向けての新しい動き、こういう中で大変激動の時代にあると思ふのです。

そういう中で、昨年の十月に行革審が新しく出発したときの総理の行革審に対するお話の中で、今求められているものは何なんだという指摘をされて、二つ挙げられました。そして、それをぜひ調査審議をして新しい提言をしてほしいという期待をされたようですが、まず一つ目が、「豊かさを実感できる消費者本位・国民生活重視型行政の実現」、これを指摘された。二つ目は、「国際的責務を果たすことのできる国際化対応の行政の実現」をやりなさい、期待しておるのだ、そのために答申してほしい、こう言われました。そのために、

「豊かなくらし部会」あるいは「世界の中の日本部会」という部会が設けられて相談していただいているわけですが、こういう世界の大きな激動といふか、非常に動きの速い中であつて、日本が国際化の中でおくれをとらない、そしてなおかつ国際的な一員として責務を果たしていく、そのためには行政もそれに柔軟に対応できるように行政機構といふものをぜひ実現しないといふため、私はこう思つております。総理が期待されたそれに対する答申がでると思ひます。それに沿つて行革といふものは徹底的にやはり思い切つてやる必要がある、こう考へておりますので、意見を申し上げます。これに対して、長官の御感想を伺つて、時間が参りましたので質問を終わらせていただきます。

○佐々木国務大臣 私どもの行革の仕事と申しますのは、臨調、行革審等いろいろな知恵を出して御答申をいただいたその蓄積というのがございまして、これを着実に実行していくことが一つだろ。それからもう一つは、今お話ございましたとおり世界あるいは日本の社会経済、大変激動いたしておりますから、次の時代を踏まえたものに行政がどう対応できるか、それは国際化への対応であり、あるいは生活重視の行政であるわけでございます。そういう将来を展望した課題につきましまして、そういう答申がいただけるわけでございますので、それが出ましたらそれを最大限尊重して対応してまいりたい、こう考へております。

○和田(一)委員 終わります。

○近岡委員長 伊藤忠治君。

○伊藤(忠)委員 まず最初に、私は行革審の課題を中心に質問をさせていただきますが、第二臨調がまず設置をされました。そこで基本的な問題を含めましてさまざま議論がなされ、答申をされたわけでございます。一次から五次にわたつて第二臨調の答申がございまして、それを具体的に推進をするための、実施をするための行革審、こういう流れがあるかと思ひます。

まず、行革と総称されますその課題といふのは、第二臨調で一連の答申がされておりました。その答申で示されておられますのがトータルで言いますと行革の言うならば課題であり、その実行が一次、二次、三次というように現在取り組まれてきておる。このように、非常に不勉強な点もございまして、私は理解をしておるわけですが、おおよそそういう理解で間違いないのかどうか、まず質問したいと思ひます。

○増島政府委員 そのとおりであると思ひます。

○伊藤(忠)委員 今日まで行革審の答申が行われまして、それに基づいて改革が行われているわけですが、現在までの実施状況を全体で言いますと、やらなければいかぬという課題があるわけですが、大体どれぐらい、何%ぐらい実施できたのでしょうか。

○増島政府委員 臨時行政調査会が設置されました。ただいま先生がおっしゃられましたように五次にわたる答申がございまして、それから一次行革審それからさらに引き続きまして二次行革審、その間約二十本の答申、意見が提出されております。

それで、その実施状況はどうかというお尋ねでございますが、その途上におきまして、一次行革審のときにも、あるいは二次行革審のときにも、臨時行政調査会、行革審の出しました意見、答申のいわば推進状況につきましてのみずからの御判断をされましたことがございまして、そのときに、あるときは道半ばであるというふうな表現あるいはかなりの程度の成果というふうな表現あるいは重要な課題について取り組まなければならぬものがあるという御判断等ございまして。

何%ぐらい、どのぐらいということにつきましては、この答申を受けまして政府が実施しておりますときになかなか答えづらいわけでございますが、先ほどの長官の御答弁にもございましたように、かなり重要な課題については成果を見てきてゐるというふうに考へております。しかし同時に、

長官が御答弁なさいましたように、重要な課題について未解決の問題というものがまた抱えているということでございます。

○伊藤(忠)委員 今も長官が答弁なさいましたけれども、やはり行革の目的といいますのは、小さな政府、国民に対する行き届いたサービス、こういうことじゃないかと思うのです。とりわけ課題は答申の中で山積をされているわけですし、これからは継続して実施に向けての努力がされていくわけですが、社会の急速な進歩、変化あるいは国民の価値観の多様化、こういうものを見ますときに、もちろん社会の変化に伴って新たな課題というのが将来的には必ず出てくるわけですが、今日までやらなければいかぬという宿題を実行するため、余りにも時間がかり過ぎては意味がないと思うのです。

それで、第二臨調の意義といいますのは、やはり中央省庁にそれぞれの縦の一つの弊害というのがございまして、一体感をもって政府が一本になって行政に取り組んでいくという点でございまして、弊害、問題があったから、第二臨調も設置をされて今日まで取り組みがされてきたと思うわけです。ですから、相当本腰を入れて、しかも敏速にといいますが、時間をかけずに次から次へと解決を望まれている課題の消化をやっているべきと、臨調設置の目的からしてもあるいは受益者であります国民の側からしてもその期待にこたえることにならぬのではないかと、私はこういう気が非常に強いわけでございます。

ですから、現在三次行革審でやっているわけですが、それが三年間の時限立法で設置をされておりますが、三年やってもまた次続いて、将来ずっと問題が尽きることがないと思うのです。そういうことを考えますと、二十一世紀までこれがずっと続いていくのか、それとも、抜本的な問題については行革審という場で一応こなす、あとは大体一体的に、行政の縦の弊害なんかも、あるいは従来問題とされてきた権限委譲なり許認可の問題も、整理ができたからまあこれでよろうと

いうふうな展望に立つのか、その辺はどうなんですか。

○佐々木国務大臣 お話しいただきましたとおり、今まで臨調、一次、二次の行革審がそれぞれの時点に立って、こういうことをやれ、こういうことをやらなさいと行政がおくれるよ、こういうことをやれ、こういう点に問題があるじゃないか、こういう御指摘をいただいているわけでございますから、当然そういう御指摘を踏まえて早く対応していきまじやないか、私はこういうふうに思います。これはお話のとおりだと思います。ですから、そういう御指摘に對しまして、まだ残されているものにつきましては急いで対応していかねければならない、こういうふうに私は思っております。

将来の問題につきましては、これは第三次の現在の行革審で二十一世紀を踏まえて御審議をいただいておりますから、この御答申をいただいてひとつ速やかに対応していく、こういうことではないかなと思っております。私は、行政改革というのは永久の課題だと思っております。行政改革といういう意味で、今は一生懸命第三次の行革審でお願いしておりますが、その後をどうするか、お話ししたとおり基本的な方向、原則というものを示したいただいたらあとは政府部内で努力をする、そういう道もあるだろうと思っております。そういう必要もあるだろうと思っております。ですから、将来のことにつきましてはその時点で判断をしなければならぬと思っております。現在第三次の行革審の御審議をお願いして、その御答申をなるべく早くいただきたい、こういう現在の心境でございます。

○伊藤(忠)委員 第三次行革審、現在審議中でございすけれども、これに絡みまして、実は三月二十七日ですが、行革審の鈴木水二会長さんが米の自由化の問題で発言をされているわけですね。かなり具体的に言われているわけですが、それで、公の立場にある鈴木会長が米の自由化問題について行革審で議論すべきであると言われた、私たち、新聞報道で見ますところそう理解を

いたしますが、この米問題を第三次行革審で取り上げる予定になっているのでしょうか、まずその点について。

○佐々木国務大臣 これは伊藤さん御承知のとおりであります。私も、行革審に對しまして、国際化時代の日本の行政のあり方、それから生活重視の行政のあり方、そういうことを頭に置いていただいて、幅広く御検討いただいております。知恵を出していただきたい、こういうお願いを申し上げておるわけでございます。そういうことで審議が進められておりますが、現在までのところは各省庁からのヒアリングをやりました、それに対していろいろ質疑応答みたいなものもやっております、こういう段階であるというふうに承知をいたしております。

その過程におきまして、米の問題についてこれはいいか悪いか、自由化せいかさすべきじゃないとか、いろいろな質疑応答があったらう、私はこう思うわけでございますが、行革審全体としましては、今そういうことで各省庁からのヒアリングをいたしまして問題点の洗い出しをやっておる、こういう状況であるというふうに承知をいたしております。何をこれから具体的に審議していくかというところはこれから問題でございまして、これからテーマを決めて審議をしていく、こういうことであるというふうに伺っております。

ただ、御理解いただきたいと思っておりますのは、そういう大きなテーマを念頭に置かれて自由にひとつ御審議をいただきたい、こういうことを申し上げておるつもりで、どうぞその点は御理解を賜りたいと思っております。

○伊藤(忠)委員 私が問題にしたいなと思っておりますのは、行革審でございまして議論がやられるというのは、委員さんのそれぞれの意見があるのではありませんか、仕切っているのは、総務庁がこの行革審を一応担当されているわけでありまして、この米問題というのは国内の関心が大変深い問題でございまして、国会決議も行われて、海部総理も国会

決議を体してガット・ウルグアイ・ラウンドに臨む。それで、これの山場を迎えている段階で、もちろん外交交渉が行われているさなかでもございしますが、内閣がウルグアイ・ラウンドに臨んでいる一方でこういうふうな議論が出てきますと、政府の言っていることと同時に並行的に総理の諮問機関である行革審でこういう議論だつてやっていると、これは全然迫力が伴わない。しかもそれを仕切られているのが総務庁長官ということになれば、これは内閣の一員でございまして、この点は問題だと思ふのです。その点についてどうですか。

○増島政府委員 先に、事務的なことでございまして、その点につきましては御説明を申し上げます。

臨時行政改革推進審議会設置法というのがございしますが、その設置法で臨時行政改革推進審議会の仕事、任務といふものが規定されておるわけでございます。この審議会の任務としまして、臨時行政改革推進審議会、一次、二次ございまして、臨時行政改革推進審議会、一次、二次ございまして、あれども、述べた意見及び行った答申、そういうものを受けまして講じられた、あるいは講じられる行政制度及び行政運営の改善に関する施策に係る重要事項について調査審議いたしまして、その結果に基づいて内閣総理大臣に意見を述べ申す、あるいはまた内閣総理大臣の諮問に應じて答申する、そういう仕事でございます。臨時行政改革推進審議会、それから一次行革審、二次行革審でこの食糧管理制度の問題につきましても当然今まで御審議になっておりました、答申を出されております。そういうものにつきまして、いわばフォローアップを行うといふのはこの臨時行政改革推進審議会の仕事でございます。また、そのことを総理の二あきつ、御諮問のときにも三点挙げられまして、その一つに臨調、行革審の答申の実施状況についてのフォローアップをするという、そういう御諮問があったわけでございます。なお、総務庁としましては、この臨時行政改革

推進審議会のいわば庶務方の役割を果たしているということでございます。

○伊藤(忠)委員 今御説明になりましたことは、私たちもそれはそのとおりだと思います。だから、審議をやっているかぬとかそういうことを言っているのではなくて、言うならば、ウルグアイ・ラウンドの米の問題の解決に迫ろうとしている時期に、国内では、米の国内自給の問題とはいえず、こういう議論がやられて、会長さんががんがん発言をされるというのは、どう考えたってこれは迫力を持たないのじゃないですか。そういうことを私は言っているわけですよ。ですから、外交交渉をやつても、相手国にしてみれば、どうもそのあたりは日本は一致結束してやってくるというふうにはなかなか映りませんよ。そういうことを私は言っているわけですよ。それで、そういうようなことは政治的な判断からしても非常によくない、こう思いますから、その点を長官にたしたい、私はこう思ったわけです。

だから、課題として、これまでの経過をたどれば、今答弁のありましたように、それはちゃんと据わっていることを私も理解しているわけですが、何もこの時期にやつて、たまたま審議の時期が来たからというので結果的にタイミングが合ったんだというふうなことで、外交交渉の場ではなかなか問題がうまく対処できない場合にはやはり問題になりますよ。だからその点は、そういうふうな審議会での議論が必ずしも起つて大きく取り上げられて、それが政府の統一対応にも悪影響を及ぼすというふうなことはやるべきじゃないかな、私たちはこういう気持ちを強く持つておるわけですが、どうでしょうか。

○佐々木国務大臣 米の問題につきましては政府の考えというのは、これは全く変わっておりませんし、国会の決議等もあるという事実も、これはもう厳然たる事実でございます。

今お話しした行革審議の中での御議論というの、鈴木会長初め、そういう今大変ホットな政治的な課題だということを十分承知していただいております。

わけでありまして、私も会長のいろいろな御発言について直接御本人から真意を伺ったことがございますけれども、決して報道されているようなものではないわけでございます。その点はひとつ御理解をお願いしたい、こういうふうに思っております。

繰り返しますけれども、会長も今の米の問題の現状における重要性、あるいは日本の将来を考えた場合の重要性、そういうものは十分認識していただいた上でこれから御審議に臨んでいただければ、こういうふうに確信をいたしております。

○伊藤(忠)委員 念を押すようですが、今長官が答弁をなさいましたように、ウルグアイ・ラウンドに臨む政府の方針は、審議会というふうな発言があるということには全く影響されるものではないし、従来の方針に基づいて外交交渉の場でも問題解決に当たる、こういうふうに理解させてもらっているわけですね。

次に移ります。

実は、定員の問題について前回も議論がございました。私は、行革と定員の適正配置は表裏一体のものだと思っているわけですよ。とりわけ、機構改革をやるんやないかというときには、人をどうしても配置変更しなければいけないということが伴いますから、そこで働かれます皆さん方にとっては大変重大な問題を伴うわけでございます。とりわけ公務員の皆さん、本庁それから出先の関係ございますけれども、本庁の皆さんの仕事の実際というのには大変オーバークロジヤないか、私はこのように認識をしているわけですよ。そこで、仕事と定員配置の現状、これは適正に配置をされているというふうにお考えでしょうか。

○増島政府委員 国家公務員の定員管理といえますのは、行政改革の大変重要ないわば手段でございます。定員につきましては、歴代の内閣の御方針としても大変厳しい御方針が出ております。そういう御方針のもとで年々の定員措置というものも行われているわけでございます。行政需要の動向、あるいは行政の適正かつ円滑な運営の確保、

そういうことは当然各省庁の御念頭にありまして、御要求にもありますし、私も査定する側におきまして、そういうことを念頭に置いて査定に臨んでいるわけでございます。

業務量の増減につきましても、ただ業務量が伸びたのでそこですぐに対応するというよりも、先ほど和田先生の御指摘の中にありましたように、行政の中におきましては民間の場合と違ひまして市場メカニズムが働かないような、そういう弱点というものも持っているわけでございます。したがって、役所の中でも、人員の配置あるいは他部門からの配置転換、そういうこともそういう機会に積極的にやっていただきたいという御要請も申し上げているようなこともございます。

いずれにしても、仕事のやり方とかあるいは民間委託の余地とか、そういうことも考えた上、検討した上、各省庁とも御相談の上、さらにこの定員措置を行っているということでございます。

○伊藤(忠)委員 各省庁にしてみれば歴史がありますから、例えばある省だったから現在これだけの定員があるんだということには大変な歴史がございますから、それが壊されるというのですか、抜本的に変更されるということにはどうしても本能的に抵抗すると思うのですよ。査定権をお持ちの総務庁にしてみれば、それじゃ全体の定員管理が合理的にいかないということはどうしてもなると思うのです。

それで、仕事量の増減の状態を一元的に把握をされているのかどうかですね。それぞれの省庁には局、部、課、係というふうにございます。しかも、それぞれの局なり部によつては仕事の性格もちろん違いますし、現業に近いような仕事だつてやられている部門も含むわけですから、そういうのをトータルに非常に詳細に一元的に把握をされているのかどうか、この点について質問いたします。

○増島政府委員 各省庁の業務量、それから、それに対応します人員の配置、それににつきましての第一次的な責任といえますのは各省庁でございます。そういう各省庁の御判断に基づきまして、

年々の定員措置のいろいろな諸要求もあるわけでございます。そういう機会を通して、私どももそういう状況について聞かせていただくということでございます。

○伊藤(忠)委員 総務庁では、例えばコンピュータとか何かで一元的に管理されているのですか。

○増島政府委員 全体の定員の状況あるいは欠員の状況、定員配置の状況、そういうことにつきましては、私も各省庁から御提出いただきまして資料というものを踏まえまして、そういう資料は持つております。それをコンピュータに入れてそういうようなことではございませんけれども、そういう全体的な数値は私も持つております。

○伊藤(忠)委員 察するところ、答弁を聞きますと、各省庁から一応のものが出されてきている、それをまとめられて全体を見渡していただいている、というふうな感じなんです、定員の算出根拠というのはお持ちなんですか。

○増島政府委員 先ほど申し上げましたように、各省庁の業務量、それに対応する定員の配置等につきましては第一的な責任でございます。それは各省庁にございます。各省庁の中でも各部署、外局等に分かれたときに、恐らくそういう部署あるいは外局等がそういう御判断というものをより的確にするのではないかと考えますけれども、いずれにしても、その各省庁の御判断といえますが、そういうものがまず第一にあるわけでございます。それで、御要求になりますときに、省庁によりましていろいろな重点の置き方をして要求があるわけでございます。そういうときに、定員のいわば算出基礎というふうなものについて詳細に御説明になる、そういう省庁もございます。

○伊藤(忠)委員 いずれにしても、標準的なといえますか、大体全体に当てはまるような算出根拠はない、こういうことだろうと思えますね。あるとすればそれは各省庁がお持ちなんだろうということだと思えます。だから、今お話を聞きますと、結局定員は管理されていないに等しいのですね。民間じゃ通用しませんよ。市場原理が働かな

い官庁だからということでもあるのでしようが、民間だったらとてもそんな格好じゃ経営できませんね。例えば、進んだ民間の労使の関係でいえば、この作業をするためにはどれだけの人間が必要かというのは、ノルマ協定だって結んでいいますからね。そういう物差しがきちとなければ、それこそ効率のある経営というのはいけません。民間はそれが常識なんです。官公庁というのは市場原理が働かないので、例えば、政府が倒産したという話はありませんからね。ですから、どうしたってその辺が緩いと思います。

私は、何も効率経営の話を政府に当てはめてどうのこうの言っているのじゃないんです。つまり、仕事が出来て人が伴わなければ当然オーバーワークが出ますし、密度が高くなりますから、これはよくないと思うのです。労働条件の適正な均一化というのですか、そういうものをきちとやっていくのが一元的管理であらうと思うのです。ですから、どうしても必要な仕事量がふえまして結果的に人がふえればそれに伴って予算がふえるのは当たり前、それはしょうがないのです。しかし、国家的な財政状況から見てどうしても予算をふやすことができないというのであれば、それでは人件費増を抑制するためにはどのように簡素化するか、合理化するかというのを考えなければ、財政に負担がかかっていくわけでしょう。そういうことになる、よく官公庁でやられますが、第三セクターに譲るとか、あるいは民間では常識なんです、職員に出すとかということ、は、好んでやっているわけじゃなくて、本丸が立っていくようにするためにどうしてもやむを得ない選択肢であるわけですね。ですから、その一番中心の基本方針がきちとしておられないければ、やはり状況の変化に適正に対応できないんじゃないですか。

今一連の御答弁を聞いておりまして感じとして持ちますのは、どっぷり勘定だなと思えますよ。しかも人の部分というのは仕事と一体でございまして、職員の皆さんというか公務員の皆さんは

それぞれ生活権というものがあられるわけですから、非常に重要だと思うのです。一番重要な部分が各官庁のお家の事情を引きずっているというのでは、どっぷり勘定でやっているというのでは、これは本当の意味で忙しいという状態からもなかなか解放されないのではないのでしょうか。小さな政府と言いますが、それは結果的に難しいのではないのでしょうか。私は、そう思っているわけですね。時間の関係がありますからまとめて言わせていただきます。例えば、公的規制という答申が行革審の関連でも出されております。その中身をずっと見ますと、例えば、業界を指導なさるといふ官庁が政府には幾つかございまして、それは公的規制に絡みまして、例えば、ある事業体に対して事業部制の徹底を図りなさい、もちろんこういう公的規制なんかも規制緩和が課題としてあるでしょうというようなことがずっと答申に書かれています。

会社は、やりたくなくてもやらなかったら、市場原理が働いていきますから、倒産するのです。ほうっておいてもやるのです。ところが、そのことを政府の官庁が、所管官が、そういう業界に対して事業部制の徹底をやりなさいと言えというのです。言っている本人がわかってるのか、事業部制というのはいくつかあるのか、事業部制といふのは一体どういうものかわかっているのかと私は言いたいのです。その場に身を置いて初めてわかるのであって、自分たちがそういう場に身を置かなければ、それは口で言ったてなかなか実感として持てないだろうと思うのです。皆さん方予算主義者ですね。民間の人は決算主義者です。毎月、月次決算で切り詰めて切り詰めて仕事を運んでいるわけですね。だから、やはりそういう中でどうしても事業部制で効率のある事業運営をやらなかったら、責任体制もきちんとそれぞ事業部をしてやらなければ、回っていかないわけですよ。これは、言わなくてもやらなければつづいてしまうということなんです。だから、業界を指導なさる所管官はどのようにきちと

わかっていられるのでしよう、それならおのずからあなたたちもやたらどうですか、そういうスタンスに立てばどうですかということが言いたくなるのですが、どうでしょうか。

これは総務庁が総括的に答えるという問題なのかどうなのかわかりませんが、やはりそういうものじゃないのでしょうか。そのことが人を大切にするという意味からも結局仕事を大切にすることに一番つながっていくものではないかと、私は非常に突っ込んで強調しているわけですね。そのところを一遍抜本的に洗い直してもらわないと、行革の課題も結局人の問題が引きずりますから、なかなかさばさばと前へ向いて進まないのではなからうか、こんな気がいたしますが、どうでしょうか。

○増島政府委員 今先生が御指摘になりましたような行政の中の内々硬直性のようなもの、そういうものがあるわけがございまして。したがって、定員管理といいますが、いわばそういうものを前提として行っているわけがございまして。この定員管理、結果として、厳しい方針のもとで省庁間の定員の再配分は大変大きな規模で行われているわけがございまして。また、省庁の中でも、この業務の合理化、今まで行っていたものをさらに権限委譲する、あるいは民間に委託する、あるいは機械を導入する、そういうことを積極的に進めていくわけがございまして。それで、この定員管理は、いわばそういう目的を常に念頭に置いて進めている、私どもはそういうふうに理解いたしております。

○伊藤忠委員 おっしゃる意味はわかるのです。ただ誤解があるといけませんから、一点だけ私は発言をさせていただきますけれども、定員管理というものが、今申し上げたようなものがきちとベースにあつて、例えばもうやむを得ないから、どうにも本丸で抱えることができないから、この部分だけは下請に出さなければしょうがないのかというところで選択肢を迫られるというのとは違いますよ。しかし、初めから何か一番肝心の部分はブラックボックスのままにしておいて安易にやっ

ていくということになりますと、これは働いてみえる皆さんからそれはちよとおかしいのじゃないかという反発が出ますので、そのところだけは誤解のないように私も強調させていただきます。

次に移ります。水道法の関係なんです。本法案の改正については異議ございません。関連して、従来から改正を強く求めてまいりました問題点に絞って質問をいたします。それは水道水源の保全対策についてでございます。

厚生省 お見えだと思えますが、これは発生源の対策と一体のものでございまして。私が具体的に検討を求めたい点は、水道には取水口がございまして。これは原水とも読めますが、問題なのは、その上流には林があり山がありということで非常に自然豊かな地域が多いわけですね。だからきれいな水が流れているわけですね。その上流の水質が保全をされないことにはおいしい飲み水というのは確保できないし、住民の命にもかかわるわけ、保全が何としても必要なわけですね。

私たちの身近な例にこういうことがあります。上流に大規模な産業廃棄物の処理場が設置をされようとしたとして、業者が入ってきたわけですが、これをとめる手段は現行法ではございせん。操業の準備がされ、着々と建設をされていったわけですが、これは非常に危ないという市民運動が起りまして、当該市は水源条例をつくりまして、そういう業者に言うならば安全確保のために厳しい規制で対抗する、こういうことになったわけがございまして。最終的には両者が話をいたしました結果操業中止という方向に流れているのですが、業界の方は黙っては引き下がらぬわけですから、最終的に和解金を要求してまいりました。何と五億を超えます。学校のいい校舎が一つ建つくらいのお金なんです。業界がそこへ建設をするという計画を固めたばかりに、市は今言ったようなけなしの財布をはたいて和解金を払わなければいけません。重い負担をしても安心してきれいな水が飲めるのだらうということで、当該市の議会はそ

のことで結論を出しているわけです。

こういう苦い経験を私たちがしているわけですが、今度はその周辺にずっとゴルフ場の開発計画が矢張り出てまいりました。これがオープンになるといふことになりまして、どうしてもまた上流の水源地が汚染をされる。これはもう産廃処理場よりもっと危険性が多いわけです。それで、何とか取水口をよけるような格好でパイパスをつくってこれというところで、県の行政も指導をしているわけですが、それにはもちろん業者にしてみれば建設費がかさみますから、初めのうちはオーケーしておつても、だんだんそれに抵抗を示してくる、こういうことでもございます。パイパスをつくるという点についても限界が出てきているわけなんです。

そこで私は質問をしたいわけですが、こういう産廃業者の排水とか、ゴルフ場が水を流しますが、その排水の基準と浄水場の水質基準の差はどれくらいあるのでしょうか。

○藤原説明員 先生御指摘の、水道水源の上流に産廃処分場の立地、それからゴルフ場の立地が最近各方面に多々見られるということでございますが、私も、水道を所管している者の立場からは、水道の原水は正常なものであることが望ましいという立場で各種の措置を講じてまいっております。また、排出源の方の規制といえますか、指導といえますか、そういう立場からは、環境部局または公害対策部局の方でそれぞれ基準を設け、指導をいたしておるわけでありまして。

先生御質問の水道の基準と出口の取り締まりの基準とどういふふうに通うんだ、こういうことでございますが、一般的に申し上げると、水道の方の飲料用水基準というのが定められております。それは飲む水の基準でございます。それをベースにいたしまして一般的な公共用水域の基準、つまり河川の水の基準というのが、これは公害対策基本法第九条に基づく環境基準でございますが、これが環境庁の告示で定められております。

そしてまた、それを守るような観点からそれぞれの排出源の規制が個別公営立法、例えば水質汚濁防止法等によって基準が決まっておるわけでありまして、河川の水の基準と出口のどちらの基準との関係というものは、環境庁でこの基準を定めるときには、一般的な考え方として十倍程度の差というところで定められておるといふふうに承知いたしております。

○伊藤(忠)委員 十倍、やわらかいというか緩いということですね。基準の規制の中身が緩いということですね。取水口の近くにそういうふうに関係がだあつと進みます、ゴルフ場が並びます、これはどうしても流れて排出されるわけですが、問題なのは、この取水口に対する水質基準があるのですか。私は、調べましたけれども、ないと思うのです。その点どうでしょう。

○藤原説明員 水道法の基準は飲む水の基準でございます。浄水場で処理したきれいな水の基準というところでございまして、取水口の基準ではございません。水道法上、直接的に取水口の基準を定めるような制度にはなっておりませんが、少し説明させていただきます。

特に、最近問題になりましたゴルフ場農薬につきましては、取水口の基準につきましては直接的には定めてはおりませんが、その考え方を取り入れて、それを念頭に置いた措置をとっておるわけでございます。これにつきまして少し御答弁させていただきます。水道水の水質目標でございますが、これは生活環境審議会の水道部会が水質専門委員会におきまして審議をいたしまして、その結果に基づきまして水道水の安全性の観点から水質目標を定めましてあります。そしてまた、モニタリングの措置とあわせて平成二年五月に都道府県に対してまして通知したところでございます。一方、環境庁におきましては、ゴルフ場周辺の水域に対する水質汚濁防止の観点から、ゴルフ場からの排出水中の農薬濃度に対する指針、つまりゴルフ場から出てくることの基準であります。それに関

する通知を行ったわけでありまして。さらに、農林水産省におきましては、ゴルフ場における農薬の適正使用について通知を行っております。このようにゴルフ場農薬の使用、環境水への排出及び水道としての利水のそれぞれにおきまして、関係行政機関による対応がとられておるところでございます。

それで、取水口での基準ということも委員御質問でございます。これにつきましては、直接これを定めるといふことはいたしておりませんが、次のような考え方のもとに実際的には取水口での水質レベルを念頭に置いた措置がとられておるわけでありまして。

つまり、ゴルフ場使用農薬は、通常の浄水処理過程での除去は一般には期待することができないと考えられることから、原水水質を水道の目標値レベル以下に維持することが望ましい、つまり、取水口の地点で水質を水質の目標値レベルに維持することが望ましいと考えておまして、このような観点から必要な措置を講じられるように部長通知によりまして都道府県を指導しておるところでございます。

この考え方は、ゴルフ場農薬に関連する各省庁の、つまり環境庁、農水省であります。共通の認識として、それぞれその趣旨の通知が出されておまして、それぞれ施策が講じられておるところでございます。

○伊藤(忠)委員 この問題も随分時間がかかっているわけですね。そこまで到達するのに全国的にも住民運動や市民運動というのがかなり起こって、やっと腰を上げられたという経過なんです。私も同じことを質問するのは今回三回目なんです。

それで、問題なのは、そこまですべての、すなわち、取水口に例えれば環境基準が一つしかありません。このような基準というものを政府がつかわれて、基準を上回るのももちろんいいわけですが、下回つてもらうと困るわけですからね。しかも現行法というのはもうかなり時間がたっており

まして、状況がこんなに変化してきてからの法制定ではないわけですから、当然足りない部分は充実させていくのが法律でございます。そういう意味からいけば、この取水口の水質基準というものをチェックポイントとして新たに一つ設けるといふことを決断されてはどうですか。今言ったような行政指導でやっていくというのはそれはもちろんその法改正の前提なんだというふうに理解をさせていただければそれはそれでわかるのですけれども、それならそれで、近い将来に法改正に向けて踏み込んでいきたいというふうなスタンスでの今の行政措置なのかどうかということも含めて見解を承りたいと思います。どうでしょう。

○藤原説明員 その点、法制度で仕組めるかどうかということにつきましては、いろいろ検討しなければいけない点がございます。問題はございます。なお今後検討していきたいと考えております。先ほど申しましたように、当面は行政指導で先ほど言いましたような措置を進めることによりまして、ゴルフ場農薬等の問題について問題のないように対処していきたい。そして、その成果を見つつ、どういふ問題が生じるのかという点をよく見きわめつつ、必要な措置につきましては今後検討してまいりたいと考えております。

○伊藤(忠)委員 行政指導をおろされてそれを受けて立つところは、県ですか、それとも当該の市町村ですか、具体的にやるところは。

○藤原説明員 これは三省庁から指導が行っておりますが、厚生省から出しております指導は都道府県の水道を担当しておる部局を通じて、そして実際的には各水道事業体、つまり市町村に対する指導であります。それから環境庁から出ております指導は都道府県環境部局がこれは原則的でありまして、農水省から出ておりますのは都道府県の農林水産部局というところに指導が行っております。そういう関係でございます。

○伊藤(忠)委員 実際に仕事に携わるというのですか、やるところといえば当該の水道事業体にな

るのでしよう。当該の水道事業体はいろいろな任務を持ってますね。責任体制は水道法二条で定められているわけですから、もし水に万が一のことがあったら、これは当該市の水道事業体が水道法によって責任を問われるわけですからね。そこがやはりやらなければいかぬわけですね。そこに對しては中央の指導というのはいさちつと行き渡るようになっていくのでしょうか。そのあたりをお答えいただきたいと思います。

○藤原説明員 先ほど御答弁申し上げましたように、都道府県の水道担当部局を通じて全国の水道事業体に厚生省の指導通知を出してあります。

なお、定期的に関係の課長または係長を集める会議を厚生省で開催いたしておりまして、そういう席におきましてもその趣旨を徹底するように指導をいたしておるところでございます。

○伊藤(忠)委員 ひとつ指導を強化していただきたい。法改正問題に向いても前向きに対応いただきたい。このことを強く要請申し上げたいと思います。

この問題は最後になりますが、それが一つの方法でありますし、もう一つは水源上流の一定エリア、ここには今言ったような水を汚染するようなどういふのでしようか事業所というのですか、事業体が立地しないように立地規制を行う、これもあわせてやらねばなりません。なかなか水質の保全が難しい、こう判断するわけです。この点も私たちこれまで強く政府に対して要請を申し上げてきたわけですが、この点についての態度を聞かせていただきたいと思います。

○藤原説明員 水道の水源地域またはその上流における発生源の立地規制についてのお尋ねでございますが、従来、我が国の法体系では公害の発生する企業の規制またはその立地についての指導というの、公害関係、または環境保全関係の法体系でなされてきたわけでありまして、水道法の範疇でそういうのを実施することが可能かどうかという点のお尋ねであらうかと思いますが、水道も

河川の一つの利用者であります。また、そのほかいろいろな利用がなされて、総合的にどういふ水質にすべきかというのを公害対策基本法の九条に基づいて環境基準で定め、そしてその維持、達成を個別関係法で規制していくという法体系になっておりますので、水道サイドの要望としては、その環境基準がいかに定められるかというところ、意見を申し上げていくということと十分水道の立場は守れるのではないかと、このような考え方でおります。

○伊藤(忠)委員 これは環境庁へ持っていく話ですか。おたくじゃできぬ、おたくはもう水道法に限られているのだから、その範囲の話はできるけれども、それから先の話は環境庁の分野の問題だ、こういうことですか。

○藤原説明員 現行の法体系で考えまして整理しますと、そういうふうなのが素直な考え方ではないかというふうな考えでおります。

○伊藤(忠)委員 では、また改めて取り上げて環境庁にお尋ねします。

しかし、この縦系列というのはいさちつですね。一つの問題を持ち出して、今言ったようにここからここまではおれのところのすみ分けで、ここは隣の話だからということとでなかなか話がうまくいかないのです。ところが、結局原因をつくっているのはそこなんです。蛇口は蛇口は蛇口、蛇口の蛇口をとめてくれと話しているのに、出るどころだけはチェックするけれども蛇口は蛇口のままだということです。これはどう考えても本質的にはなかなか問題の解決にはならないような気がいたします。事ほどさように縦割りの弊害というのがあるわけ、これは御答弁は要りませんが、そういう意味ではこういう問題は行革の中にも入るのじやないですか。行革の範囲に入らぬと思えますよ。やはり一番苦勞するのは住民ですから、そのことを私は訴えたいと思います。

次に移りますが、部落問題について、二三質問をさせていただきます。

長官御承知のように、これまで予算の分科会とか各委員会が六十人を上回る同僚議員それぞれが立場から質問がなされて今日を迎えているわけでございます。総理を初め総務長官は、本問題は憲法に保障された基本的人権にかかわる重要な問題であり、問題解決に向け積極的に取り組む、こういう答弁をしてこられたわけでありまして、また建設大臣は、これまでの取り組みをいささかも後退させるものではない、さらに、同和行政というものはようかんを切るようにはいかない問題である、このような答弁もされているわけですが、長官のお考えも今申し上げたような答弁と変わらぬもの、このように私たちは判断をいたしますが、長官、どうでございますでしょうか。

○佐々木国務大臣 この問題は基本的人権という憲法の根幹にかかわる本当に大事な問題である、こういう基本的認識でございます。これまでもそういう認識のもとに三たびの特別法で対策を進めてまいったわけでありまして、私は、その結果相当の成果が認められたものだ、こういうふうな思っております。

ただ、率直に言わせていただきますと、環境の整備の面は着々と進んでおると思っておりますけれども、心理的な差別と申しますか、そういうものにつきましましてはなお今日そういう事象が指摘をされて、報道などもされておる、根絶を見ていないというところは事実だろうと私は思っています、この点は大変残念なことだ、こういうふうに思っております。

現在の特別法は御承知のとおり最後の特別法ということ、来年からは一般対策の方へ移行することにしておるわけでございます。どのようにして円滑にこれを持っていくか、こういうことにつきまして、現在、御案内のとおり協議会で御協議をいただいております、その御答申と申しますか結論を私も尊重しまして対応していきたい。いずれにしても、基本的人権という本当に大事なことにかわる問題でございますので、今後とも努力をしてみたい、このように考えて

おります。

○伊藤(忠)委員 ハードの面は今日までの特別法でそれなりの成果を上げてきた、しかしソフトの面は目を向けることまだ多くの課題が残っている、一般対策として今後は継続してやっていく、そのために審議会や御議論をいただいている最中である、答弁を要約すればそういうことだったと思うのです。つまり、特別法でやってきて、今長官の答弁にありますとおり、なおかつ多くの問題が残っている、山積している、それが消化をされていらない、解決されていないということを長官みずからも認められているわけですね。にもかかわらず一般対策でやっていくということは、特別立法で特別に対策をやってもなおかつ消化ができていない、解決できないという現状を一般対策でやっていけば解決できるというのでしょうか。私はそう思いません。その点どうですか。

○小山政府委員 ただいまの御質問でございますけれども、私も、今回の特別法におきまして、前二回の特別法と同様に同和関係事業を実施する地区をいろいろ全国的に挙げてもらいまして、そして同和対策特定事業として現在事業を実施しているわけでございます。

それで当初五カ年間の計画を見積もりまして、各年度それに対して消化していくことをさらにきめ細かにやって、そして予算措置をして続けてきた、それで、最終年度につきまして、今年度の事業費につきましては、当初の予定を満足する予算措置をしていただいま実施に入っているということでありまして、国、地方公共団体一体となりまして今年度精いっぱい努力をしていきたい、またいかなければいけない、このように思っております。

○伊藤(忠)委員 ハードの面は大きな一定の成果を上げてきたというのはそれはそうだと思います。これは関係者の皆さんもそのように認識をされています。しかし、問題はそれで全部は解決していないわけですね。実態調査も昭和六十年ですか、言うならばもう随分前の話で、その後どうなっ

いるのか、実施状況はどういう格好になっているのか、未解放部落の問題もございいます。ですから、そういう実態調査一つとってみても、現状認識そのものも政府の判断と実態との差がかなりの懸隔があります。特別法で重点的にやってきておかつそういう現状なんですから、今後さらに重点的な施策なり対策が必要だと私たちは考えているわけですね。逆に伺いますが、問題があっても一般対策でやっていけばいい、そういう特別の重点的な対策が必要がない、こういうお考えですか。

○小山政府委員 同和関係事業の状況につきましては、先生おっしゃいますように、それから一般にも言われていますけれども、ハード的な側面についてはかなりの程度の改善がなされてきている、しかし、心の問題にかかわる部分については残念ながら幾つかの事象が出てきているというふうなこと、これは私どもも伺っております。

それで、一般対策へ移行した後の行政というものはそれで十分やっていかなければいけない、このように思っているわけでございます。それから、特に心に関する啓発事業、啓蒙の推進、充実、こういうことについてはこれから先十分今までの以上に配慮する努力をしていきたい、またいかなければならない、このように思っているところでございます。

○伊藤(忠)委員 私が質問をしましたのは、ちよつとすりかえられたら困るのですけれども、とにかくとりわけソフトの面は問題をまだ抱えているわけですよ。ですから、それは一般対策でやると言ったって、特別対策でやってきてなおかつできないのが一般対策でできつこないじゃないかというのが私の質問なんです。それに對して、できるという答弁でも結構です、できないという答弁でも結構ですから、どうぞお答えください。そのかわり、これはいいかげんな答弁ではいけませんよ。○小山政府委員 今回の特別法を制定する前に、昭和六十一年、地域改善対策協議会が意見具申を出されました。これによりまして、「地域改善対策は、永続的に講じられるべき性格のものではなく、

迅速な事業の実施によって、できる限り早期に目的の達成が図られ、可及的速やかに一般対策へ全面的に移行されるべき性格のものであることを明らかにするため、限時法とすべき」という御提言をいただきました。それに基づいて現在の法律ができて上がっているわけでございます。

それで、この法律を受けまして、私も行政機関は五カ年の計画を見積もり、そして各年度円滑な事業の実施、推進を図ってまいってまいっているところでございます。その辺のことがあり、実態面についてはかなりの程度改善されてきている。さらに、この時点での評価を受けまして、この時点でございますのは現在の法律ができた時点でございいますが、その法律ができる過程におきまして、国会におきまして全会一致で御承認をいただいた結果で上がったものでございまして、それを受けて私どもは鋭意努力を積み重ねてまいってきた、こういうことでございいます。

○伊藤(忠)委員 その評価の問題ですけれども、これは客観的に言うならば、評価を正しいものにするといい点からいえば、やはり今日の現実調査をやるべきじゃないですか。そのことをやられた上で議論される方が問題点を正しくとらえて議論されるわけですからあるべき姿に近いと思うのですが、それならその点はどうか。

○小山政府委員 現在、地域改善対策協議会で御審議いただいている過程におきましていろいろな方からの御意見を伺っているというのが、まずスタートからの運びでございます。といいますのは、全日本同和対策協議会、これは地方公共団体のまとまった団体でございますが、その御意見をまず思慮のない形で聞き上げました。それから関係団体につきましてもそれぞれ個別にお聞き申し上げて、そして現在関係省庁がいろいろ現在までの状況等を整理しているというところでございまして、広く意見を聞いていこうというところで、実態把握はむしろ生の声を伺っているという形で処理しているところでございます。

○伊藤(忠)委員 どうもこだわってみえると思うのですけれども、そういう権威ある一つの審議会というのですか、協議の場を設定して、その答申を政府にしてみれば非常に重視をしようという気持ちがあるにしろ、例えばハードの面でも今日までの取り組みによってかなり問題の解決も進みつつあるというけれども、それは、ほとんど問題がないぐらいやってきたんだとは言えない状態なんですね。ましてやソフトの面についてはこれからの課題というところを政府の方も言われているわけですね。しかも、六十年に実施調査をやったから本格的なものはやっていないわけですね。それで、いろいろな出席の皆さんの、委員の皆さんの意見を聞くのが実態調査よりもいいんだと言われますけれども、それは科学的じゃないのじゃないか。それは、政府の答弁としては非常に非科学的な考え方だと思えますね。それだったら、実態調査をどのようにやるかということと協議した方がいいわけですが、まず実態調査をやった、その上で議論をなさるといのが道筋として当然じゃないですか。どうでしょう。

○小山政府委員 その辺につきましては認識のずれ違いということになるかもしれませんが、先生おっしゃいますように、昭和六十一年の時点で実態調査をいたしました。それを整理しまして、いろいろな方に御照会をし、検討していただいて、六十年の調査の後、昭和六十一年末に地域改善対策協議会から意見具申をいただいたわけでございます。そしてそれに基づいて現在の法律ができて上がっている。それから一年一年と経過してまいりますが、現在四年目を過ぎたところであるということでございます。私どもとしては、この期間でございまして、いろいろな方の意見を整理して聞き取る頻度を多くするというようなことで事は運ぶのではなからうか、やはりフェース・ツー・フェースでお話し合いをしたいという意向を強く持っているというところで、そのようなことで関係方面に御相談申し上げて、お話し合いをして

いるというところでございます。

○伊藤(忠)委員 認識のずれ違いというふうなことで、全く相対立するような答弁以外におっしゃらないわけですが、それは私は困ると思えます。どんな場合だって問題解決を正しくやっていくというのはそういう道筋をとるべきだということをお私に強調しておきたいと思えます。問題をいたずらに紛糾させるといふなら話は別ですよ。問題を解決していくために、言うならば合理的な手法でやっていく、それには客観性がある、科学性があるということだったから、またそれを求めていくためには、六十年に、本格的ではなかったのだけれど、実態調査をやられた。それから全然やられていないということだったから、それを抜きに次のところに進んでいくというのは、どう考えても、私は順序が逆だと思えます。この点だけははっきり申し上げておきたいと思えます。

なお、答弁を聞いておりましたも断に落ちないのは、一般対策でそれこそとりわけソフトの面に多くの課題が残っておりまして、この問題を早急に解決していかねばいかぬという点では、今も答弁がありましたように一致しているわけですね。早急に解決していくというのは長官もおっしゃいました。ということになれば、相当これは一般対策に含んでしかも早急に多くの問題の解決をやっていくというのでしたら、一般対策じゃないと、これまで特別措置でやってきたのと同じような考え方で、言うならば特別対策的に重点的に継続してやっていくということが当然ではないですか。その点、もう一遍聞かせてください。

○小山政府委員 差別にかかわります問題は、いわゆる実態的な側面と心理的な側面、あるいは先生のお話ではハード的な面とソフト的な面、こういうことでございまして、その進捗といいますか同和問題の解決への程度につきましては、いわゆるハードの面はかなりの程度進んでいる、それに比べて相対的にソフトの面について進みが遅い、こういうことが見られているというわけでございます。して、全くソフトについては進捗がない、こうい

うことではない。この辺につきましては、現在の法律が施行されて二年たった後の平成元年にある談話が出ておりまして、「同封答申で指摘された同和地区の生活環境等の劣悪な実態は大きく改善を見、同和地区と一般地域との格差は全般的に相当程度は正され、また心理的差別についてもその解消が進み、その成果は全体的に著実に進展を見ているところである。」というコメントがございいます。私も、それに甘えることなく、関係省庁それから地方公共団体、さらに強い団結を持って進んでいるということでございます。今後ともそのソフト面で、特に心に関する問題というのは、これは啓発ということに尽きていく側面があると思ひまして、なお一層努力をしたいと思ひます。

○伊藤(忠)委員 何か団体交渉をやっているみたいですね。もう紋切り型の答弁以外にどうもおっしゃるような雰囲気がないのですが、ソフトと言いますけれども、啓発だけじゃないですよ。あなた、そんな問題認識だったらこれは大変なこととして、私、申し上げますけれども、それははっきり違ひますね。そんな問題じゃないですよ。今の答弁ははっきり私は否定をしたいと思ひますね。そんな考え方でやられるのだとしたらこれは大変な問題を残しますから、これははっきりと問題点だということをご提起しておきたいと思ひます。

次に、同和行政を行っております自治体で構成している、今も答弁の中に触れられておりましたが、全日本同和対策協議会ですかこれが三月十九日に決議をされているわけですが、その中身を抽出して申し上げますと、「総合的な施策を推進する根拠となる」云々「法的措置の実現を」望むという、こういう決議がございいます。二十八府県、一千三百三十四市町村の同様の議会決議、これも出されているわけですが、こういう決議というのは政府として尊重される気があるのかないのか、このことをはっきりひとつ答弁をいただきたいと思ひます。長官、お願いいたします。

○佐々木国務大臣 先ほどから私も申し上げてお

るのでございいますけれども、我々は、現在の特別法というのは最後の特別法だ、こういうことでつくっていただいた、こういう認識を持っておりまして、そういうことで今まで全力を挙げてきた。最終年度でございいますから、ことしも全力を挙げていく、こういうことでございいます。

その後のことにつきましては一般対策へ移行したいということ、どういう問題があつてどうするのかということも含めて今の地域改善対策協議会が幅広く御議論をいただいております。その御意見をいただければそれを尊重して四年度からの仕事にかかつていきたい、これが私どもの基本的な考え方であるわけでございます。

今お話のございました自治体関係の皆さんの御要望というのは、私もこれは承知をいたしております。ただ、そういうことで現在の法失効後の対策をどうするかという問題に関連をします。地域改善対策協議会の方でこの問題も含めて御検討いただいている、こういうふうな理解をされているわけでございます。恐らくそういうことも十分自治体の関係者の皆さんのお話をお聞きをして、そうしてお気持もよく理解をして、そうしたことを踏まえて審議が進められていくもの、こういうふうな理解をいたしております。その御答申が出ましたら、それを尊重して対応していきたい、こういうことでございいます。

○伊藤(忠)委員 協議会が答申を出したのですが、今審議しております協議会にその決議が出されたわけではありませんか。これは政府に対して出されたと思うのです。だから長官に、そういう決議を尊重されるんですか、どうですかということをお聞いているんですから。その点をお願いをします。

○佐々木国務大臣 それは、関係の自治体、大変一生懸命やっていたいております。そうした方々の御意見でございますから、当然これは尊重すべきものである、こう思ひます。

ただ、次年度以降の、どうするかということに関連をいたしますので、それにつきましては、今

協議会の方で御審議をいただいているということでございますので、私はそう申し上げているわけでございます。それは自治体の御意見ですから、これはもう尊重するのは当然のことだ、こういうふうに私は考えております。

○小山政府委員 済みません。先ほど先生啓発の問題のかかわりのことをおっしゃいましたので、私、弁解ではございせんけれども、真意のところを申し上げますと、いわゆるソフトの中に心に関する差別の問題と、ソフトでもやはり事業にかかわる種類の問題と、こういうものがございまして、そのうちの心にかかわるというのがやはり一番難しい問題であろうと思ひます。その面につきましては、啓発が第一、こういう意図でございまして、もちろんそのソフトの中で事業にかかわる部分というものがあつたことは認知しております。

○伊藤(忠)委員 次の問題に移ります。外務省からお越しいただいているわけですが、遅くなりましたが、ひとつよろしく願ひいたします。

実は、UNHCR、国連の高等弁務官緒方貞子先生が来日されております。昨日も外務大臣とお会いになっておりますけれども、私も三月の中旬に実はヨルダンのアンマンへ行きました。全国から集まりました基金でもって避難民の輸送機のチャーターを可能にするような資金を現地のIOMに実は差し上げたわけですね。そういうことで、事前のいろいろな状況調査あるいは国連の関係機関から事情を聞かせていただくという機会もございまして、その中で緒方貞子先生にもお会いをさせていたいただいたわけですね。とりわけ難民高等弁務官事務所として一番窮乏しておるのは、難民救済に伴います機敏な対応が必要である、そのことができれば多くの人命を救うことができる、ところがなかなか、国連にも予算が厳しい状況の中で思うように行動が起これない状況にある。一つの例として、例えば専用機をUNHCRが持っているという

ことで、とりわけ命が危ないというような難民の皆さんを救出することができると、あるいは高等弁務官事務所としての仕事の機動性が高まる、こういう強い訴えも話の中でございまして、私たち帰りました党内でも議論をして、経済大国日本だし、国際貢献のやり方はさまざまありますが、そのうちのひとつとしてUNHCRに対して我が国から専用機を一機ひとつ贈ってはどうかというので、議論の末決ましまして、既に総理に對しては二度にわたつてそのことを強く要請してきているわけでございます。これはもう審議官は御承知だと思いますが、国際赤十字がございまして、あの国際赤十字の本部にはスイス政府から専用機がたしか贈られておりまして、これを非常に活用して国際赤十字は奮闘している、こういう進んだ例なども現地で私たち聞かしていただいたわけでございます。

それで、日本の政府を初め、最近では民間の皆さん方が救援資金なり救援物資なり、あるいは人的派遣でボランティアとしてそういう地域にすつて飛んでいくというケースがあつております。私が行きましたときも、アズラック・キャンプですが、このキャンプには日本から十名の大学生が来ておりました。主体はヨルダンの皆さん、赤新月社が当たっているわけですが、その十名の中の二名は女子大生でしたけれども、言うならばヨルダン人と日本人が寝起きをともにして難民キャンプのお世話をしていたわけですね。日本の青年は非常にすばらしいということをお聞きして、私は非常に感動いたしました。大体日本を知るのには、アンマンの市内でもトヨタ、日産の車を中心に日本車が走っておりますが、自動車で日本を知るか、テレビや電化製品で日本を知るかということだけだ、ところが、初めて日本の青年にこういうふうに出会って、一緒に寝起きをしてボランティア活動に従事するということを知らんと、心から称賛してまいりました。大使館はもちろんヨルダンにもあるわけですが、大使館の皆さんも御苦労なさっているわけですが、大使館の皆さんの顔を見るなんていうのは一般の国民

はほとんどないわけで、そういうふうな一般の人が日本人と接する機会というのは、まさにこれは民際外交でなければならぬことだと思ふのです。そういうことを通じて、言うならばそこに友情や人間愛が生まれていく、連帯がそこに実はお互いに確立されていくということを私は現地でか

い見えたわけでございます。そういう中で、特に話は飛ぶようですが、ジュネーブを中心に国連の機関がございまして、けれども、今回の中東湾岸戦争を契機に随分と活躍をされているわけですが、そういう国連機関の中に占めます日本人のスタッフの数というのは非常に少ないですね。非常に少ないです。例えば緒方貞子さんを長にします難民高等弁務官の中でも日本人のスタッフは、全体で二十人いる中で二十三人かそこらと私しか聞きました。そうすると、言うならばあとは全部大抵ヨーロッパとか西欧の皆さん中心に動いておるものから、日本の援助は非常に高く評価をされていまして、日本国とい

うのは政府が約束してくれただけにお金も送ってくれる、あるいは民間のいろいろな基金も物資も集まる、それは報告には大変載っているわけですが、しかしそういう国際社会の中では日本の顔、日本人の顔はまだまだ見えぬということ、をさまざまな立場で皆さん強調されておりました。お金を出して済む問題ではないという今日になつてくることはもうみんなが認め合っているわけですが、そういう中で一体何が出来るかというようなことを私たちも議論したわけでありまして、例えば緒方貞子さん、実は事務総長の要請もございまして、外務省中心に緒方貞子さんをサポートしようということを送り出されたことだろうと思うのですが、高等弁務官の長がそこに座られて、それで仕事をなさるといふことになれば、そういう出身の国からどうのこうのという狭い範囲だけではなくて、つまり日本から専用機一機ぐらい贈つてはどうか、こんなふうに私たちは痛感をして帰りました、その後党内でも議論をして政府に対して再三そのことの実現を要望して

きておりますので、きょうはこの問題についてひとつ前向きな答えをいただければありがたい、こう思っているわけですが、どうですか。

○河村説明員 伊藤先生にはジュネーブ、さらにアンマンを中心にしたしまして、いわゆる難民、避難民の状況について御視察をいただき、また、国連の諸機関ともいろいろ意見を交換していただきまして、その後お帰りになってからも、いろいろと貴重な御提言等をいただき、外務省としても先生の努力に深く感謝している次第でございます。

特に人的貢献の話は従来から、特に湾岸危機が始まりましてから、我々としても常に念頭に置いて考えていたところでございまして、ボランティアの方々にもぜひ行つていただきたい、そのためにはどういう仕組みが適当であるかということについても案を凝らしましたし、現在もそれをさらに促進するような方法がないかということについていろいろと考えております。

ちなみにUNHCRについての日本人のスタッフの数にお触れになりました。大体二十人に二十人というところでございまして、一％というのが日本人のスタッフの占める割合でございますが、他方、UNHCRに對します日本の最近の提出は一三％とか一五％というところでございまして、お金に比例する形で人的貢献をするならばまさに二百人程度がいてもおかしくないということでございます。これも別の課題であらうかと存じます。

御指摘のございましたいわゆる専用機の話でございますけれども、特に緊急事態とも言えます現在の状況の中で、難民、避難民への救援、援助関連物資を輸送するためにUNHCRが専用航空機を所有しているということになればUNHCR自体により迅速な難民援助の実施に寄与するであらうということ、常識的に考えてもそのとおりであらうかと考えております。その意味で、伊藤先生を中心として社会党の方からいただきまして御意見は貴重な御意見である、このように考えております。

同時に、難民、避難民援助のためにはいろいろなニーズがございます。同時に、現在の状況を考えてみますと、UNHCR以外にもいろいろの多くの国際機関が援助に關与しているということでございますから、UNHCRを初めといたしまして国際機関全体に対する援助をどういう内容のものにするか、どういう内容のものにすれば最も効果的であるかということも常に念頭に置いて考えていかなければならない、このように認識しております。

このような状況でございますから、例えば物資の輸送を実施する方法に關連いたしまして最善の方法が何であるかということにつきまして、御提案の航空機の件を含めまして諸々の側面から慎重に検討してまいりたい、このように考えております。

ちなみに、これも先生御存じかもしれませんが、最近、我が国政府はトルコ及びイランに対する種々の救援物資の輸送のために航空機をチャーターいたしました。地方自治体からいただきました乾パン総計五十トンを輸送するために、これはトルコ向けでございますけれども、三便の飛行機のチャーターというものをいたしました。そのチャーターの費用を払うということをして、そのチャーターの費用を払うということをして、その費用を払うということを決めておる、こういうことでございまして。

○伊藤(忠)委員 時間もございませんでこれで終わらせていただきますが、努力をされていることは私たちも評価をしているわけですが、幾つか国際貢献のやり方があると思ひます。問題はパフォーマンスですね。だから、日本から贈られた専用機が飛んでいるということは非常に意味があるわけですよ。お金をたくさん出したから、みんながたくさん出したということを一様に認めてくれるだろうといつても、世の中はそんなに甘くない。そんなものじゃありません。だから、非常に効果的な、言うならば非常に大切なそういう資金を使うわけですから、しかも効果的にやっていくということも一面考えなければいけません。そういう意味で、私たちはそこに願ひも込めて専用機の問題を言っているわけですから、何も別に専用機をこちらから贈らなくても、言うならば国連全体にいろいろな支援、資金を送っているわけですから、その分で買えばそれで済むということだつて議論はなるのでしようが、そんな平面的なことを言っているのじゃないかということもひとつ外務省の方も受けとめていただけて、これからまた継続して私たちが話をさせていただきたいと思ひますが、問題の解決に向けて努力をいただきますように心からお願ひを申し上げます。

以上で終わります。

○近岡委員長 これにて本案に対する質疑は終局いたしました。

○近岡委員長 この際、本案に對し、三浦久君から修正案が提出されております。

提出者から趣旨の説明を求めます。三浦久君。行政事務に關する国と地方の關係等の整理及び合理化に關する法律案に對する修正案 (本号末尾に掲載)

○三浦委員 私は、日本共産党を代表して、ただいま議題になつております行政事務に關する国と地方の關係等の整理及び合理化に關する法律案に對する修正案の提案理由とその内容の概要を御説明申し上げます。

まず修正案の提案理由についてであります。行革審答申に基づく国の権限の地方自治体への委譲及び国の地方自治体への関与・必置規制の緩和を進める十八本の法律の一部改正案のうち、六本の法律は福祉、教育等の行政の後退につながるもので賛成できないということでありまして、また、法案は三十四本の法律を一括して処理し

ようとするものであり、法律は九省庁の所管にわたり、国会では九委員会にわたる内容で、政府の法案提出方法そのものが議会制民主主義を尊重する上から問題であります。したがって我が党は、住民犠牲につながる六法律の一部改正案を削除する修正案を提案するものであります。

なお、許可認可等臨時措置法の廃止とその関連法の改正については、大東亜戦争を遂行することを目的とする戦時行政特例法の一つが戦後四十六年間に廃止されず、さらに十年前の一九八二年二月、大阪地裁において憲法違反の判決がくだされた法律であることから見て、政府の廃止措置は、余りにも遅きに失しているといえ当然であります。

次に修正案の概要を申し上げます。
二ヘクタール以上の農地等の転用許可を都道府県知事に委譲しようとする農地法の一部改正は、通常の場合には二ヘクタール以上の農地等の転用権限を大臣に残しながら、リゾート法、テクノ法、多極分散促進法等の五法律に関する大規模開発についてのみ都道府県知事に権限を委譲しようとするもので、法律上の整合性からも矛盾しており、結局リゾート法等に基づく大規模開発に農地転用を促進することにはなりません。

指定都市が設置する幼稚園の設置や廃止を都道府県教育委員会の認可から届け出に緩和する学校教育法の一部改正は、幼稚園の統廃合が進められている今日、幼稚園の安易な統廃合につながるものであります。

保健所運営協議会の設置基準緩和を図ろうとする保健所法の一部改正は、地域保健、医療保健の計画策定が言われる今日、地域住民の意見を保健所運営に反映させる上で、極めて重要な運営協議会の統廃合を進めるもので、認められません。

温泉審議会を自然環境保全審議会に統合する温泉法、自然環境保全法の一部改正は、温泉保護の上で必要な化学、地質学、衛生学などの専門知識や利害調整など独自の審議を軽視し、貴重な資源である温泉保護行政を後退させるものであります。

す。
性病の治療、予防等の国庫補助を廃止する性病予防法の一部改正は、性病がいつ蔓延しないとも限らず、安易な国庫補助の廃止は認められません。

以上、六法律の一部改正案の削除を行うものでございします。
委員各位の御賛同をいただき、速やかに可決されまことを要望いたしまして、修正案の趣旨の説明を終わります。

○近岡委員長 これにて修正案についての趣旨の説明は終わりました。

○近岡委員長 これより原案及び修正案を一括して討論に付するのであります。先ほどの理事会の協議によりまして、討論は御遠慮願うことになっておりますので、御了承願います。

行政事務に関する国と地方の関係等の整理及び合理化に関する法律案及びこれに対する修正案について採決いたします。
まず、三浦久君提出の修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）
○近岡委員長 起立少数。よって、三浦久君提出の修正案は否決されました。

次に、原案に賛成の諸君の起立を求めます。
（賛成者起立）
○近岡委員長 起立多数。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○近岡委員長 ただいま議決いたしました法案に、対し、斎藤斗志二君三名から、四派共同提案に係る附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

提出者から趣旨の説明を求めます。山田英介君。○山田委員 ただいま議題となりました附帯決議案につきまして、その趣旨を御説明申し上げます。行政事務に関する国と地方の関係等の整

理及び合理化に関する法律案に対する附帯決議（案）

政府は、次の事項について配慮すべきである。
一 地方公共団体の事務処理に対する国の関与については、現地性、効率性及び総合性という基本的観点に立つて今後とも不断の見直しを行い、国の規制については必要最小限にとどめるよう整理合理化を図ること。

一 法令等により地方公共団体に設置が義務付けられている行政機関、付属機関及び特別の資格または職名を有しなければならない職については、今後とも不断の見直しを行い、地方公共団体の自主的な行政改革の促進に資するようにすること。

一 機関委任事務及び許可認可等の整理合理化については、地方公共団体等の意見・要望等を踏まえ、今後とも積極的に推進するとともに、機関委任事務の新設に当たっては、制度本来の趣旨に適合するように努めること。

一 国と地方の間の事務配分及び費用分担について、地方公共団体等の意見をも踏まえつつ見直しを進めること。また、地方への権限の委譲に当たっては、地方自治の本旨に則り、地方公共団体の事務・事業の執行及び財政運営に支障を生ずることのないように適切な措置を講ずること。

一 国と地方の事務・事業の配分に当たっては、高齢化社会に対応するため、保健医療福祉等に係る行政水準が多様なニーズに適合するよう配慮を払い、サービスの充実について、さらに一層の推進に努めること。

本案の趣旨につきましては、先般の当委員会における質疑を通じて既に明らかにしておることと存じます。

御賛同くださいますようよろしくお願い申し上げます。（拍手）
○近岡委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。採決いたします。

本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）
○近岡委員長 起立多数。よって、本案に対し附帯決議を付することに決しました。

この際、総務庁長官から発言を求められておりますので、これを許します。佐々木総務庁長官。○佐々木国務大臣 ただいまの附帯決議につきましては、御趣旨を踏まえて対応してまいる所存でございます。

○近岡委員長 お諮りいたします。ただいま議決いたしました法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。（異議なし）と呼ぶ者あり

○近岡委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。
（報告書は附録に掲載）

○近岡委員長 次回は、公報をもってお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。午前十一時五十一分散会

行政事務に関する国と地方の関係等の整理及び合理化に関する法律案に対する修正案行政事務に関する国と地方の関係等の整理及び合理化に関する法律案の一部を次のように修正する。

目次中「第二十一条」を「第二十条」に、「国の関与及び必置規制の緩和等（第二十二條―第三十四條）」を「国の関与の緩和等（第二十一条―第二十八條）」に改める。

第一章中第二章を削り、第三章を第二章とし、第四條から第二十一条までを一条ずつ繰り上げ第二章の章名を次のように改める。
第二章 国の関与の緩和等

第二章中第二十二条を削り、第二十三条を第二十一条とし、第二十四条から第二十六条までを削り、第二十七条を第二十二条とし、第二十八条から第三十三条までを五条ずつ繰り上げ、第三十四条を削る。

附則第一条第一号中「第三条」を「第二条」に改め、同条第二号中「第五条」を「第四条」に改め、同条第三号中「第四条」を「第三条」に改め、同条第四号中「第三十三条」を「第二十八条」に改め、同条第五号中「第六条から第二十一条まで、第二十五条及び第三十四条並びに附則第八条から第十三条まで」を「第五条から第二十条まで及び附則第七条から第十二条まで」に改める。

附則第二条中「第四条」を「第三条」に改める。
附則第三条を削る。

附則第四条中「第二十三条」を「第二十一条」に改め、同条を附則第三条とする。

附則第五条中「第二十九条」を「第二十四条」に改め、同条を附則第四条とする。

附則第六条中「附則第一条から前条まで」を「前三条」に改め、同条を附則第五条とする。

附則第七条中「第四条」を「第三条」に改め、同条を附則第六条とし、附則第八条から附則第十三条までを一条ずつ繰り上げる。

附則第十四条から附則第十六条までを削り、附則第十七条を附則第十三条とし、附則第十八条を附則第十四条とする。

内閣委員会議録第八号中正誤

ページ	段行	誤	正
三	三	末二	○田中委員
五	四	末八	○田口委員
五	四	末四	看職
七	一	四	そうなります、
八	四	五	と、そうなります
二五	一	七	アアー・イース
二七	三	六	ト
二七	三	六	苦干
二七	三	六	ある地
二七	三	六	若干
二七	三	六	あの地
二八	三	八	移譲
二八	三	八	委譲

第一類第一号

内閣委員會議録第十号

平成三年四月二十三日

平成三年五月七日印刷

平成三年五月八日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局